

昭和五十四年十二月十四日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質九〇第七号

昭和五十四年十二月十四日

内閣総理大臣 大 平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員貝沼次郎君提出溶融塩炉の開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員貝沼次郎君提出溶融塩炉の開発に関する質問に対する答弁書

一について

溶融塩炉は、原理上、圧力一気圧で運転されるため、炉構造の強度上の制約が少ないこと、ウラン、トリウム及びプルトニウムのいずれをも燃料として使用可能であるうえ、増殖炉としても使用できることなどの利点がある反面、反応度制御技術、液体燃料の連続再処理技術、構造材の腐食防止技術など、同炉の開発のためには、解決すべき難しい課題が少なくなく、特に、点検・補修時の作業員の被曝^{ばく}防護上困難な問題があり、現段階においては、我が国が現在開発を進めている高速増殖炉、新型転換炉及び多目的高温ガス炉に加えて更に同炉を開発する積極的理由があるとは考えていない。

二について

前述の理由により、直ちに熔融塩炉の実験炉建設に着手する考えは現在のところ有していない。

右答弁する。